

News Release

2016年4月11日

曙ブレーキ、女性活躍推進法に基づく「基準適合一般事業主」の最高段階に認定

曙ブレーキ工業株式会社(代表取締役社長:信元久隆 本店:東京都中央区 本社:埼玉県羽生市)は、2016年4月1日付けで埼玉労働局長より、女性活躍推進法に基づく「基準適合一般事業主」として認定(愛称:えるぼし認定)を受けましたので、お知らせします。当社は、同制度の5つの評価基準全てを満たしているため最高認定段階である3段階目の認定を受けました。

えるぼし認定制度は、女性活躍推進法に基づいて行動計画の策定と策定内容の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況などが優良な事業主が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。

えるぼしマーク



2016年4月8日に「女性活躍推進法に基づく認定企業 認定通知書交付式」が埼玉労働局で行われました。

認定通知書交付式の様子



認定のための評価項目と当社実績は以下のとおりです。

評価項目 1: 採用

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること

当社実績: 女性の競争倍率のほうが男性より低い

評価項目 2: 継続就業

「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 0.7 以上であること

当社実績: 管理職: 0.81、一般職: 0.87

評価項目 3: 労働時間等の働き方

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること

当社実績: 全ての雇用管理区分において 45 時間未満

評価項目 4: 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとに定められた平均値以上であること

当社実績: 女性管理職比率は 5%であり、産業平均値(1%)を上回る

評価項目 5: 多様なキャリアコース

直近の 3 事業年度のうち、以下について大企業は 2 項目以上、中小企業は 1 項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正規社員から正社員への転換(派: 雇入れ)
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

当社実績: A、C、D について実績がある

以上